

代理人による印鑑登録申請手順

印鑑登録証明書は、財産の取得、移転等に必要とされる重要な証明書です。印鑑登録証明書を交付するための印鑑登録は、申請者の本人確認及び登録意志の確認を慎重に審査します。そのため、代理人による印鑑登録申請の場合は、登録までに3回来庁していただくことになります。

★一回目（申請書等の受取り）

市民課窓口で受け取った「印鑑登録申請書」と「代理人選任届」を印鑑登録申請者本人にお渡しください。「印鑑登録申請書」の本人申請者欄及び「代理人選任届」に登録申請者本人が自署・押印します。

★二回目（申請書及び代理人選任届の提出）

1. 代理人は以下のものを持参してください。

- | |
|--|
| ① 印鑑登録申請書（本人申請者欄は登録申請者が記入、代理人欄は代理人が記入） |
| ② 代理人選任届（登録申請者本人が全て記入） |
| ③ 登録申請者の本人確認書類（※1） |
| ④ 代理人の本人確認書類（※2） |
| ⑤ 代理人の認印 |

（※1）登録申請者の本人確認ができる書類について

官公署の発行する写真付きで有効期限内のもの1点、または、官公署の発行したもので、氏名、生年月日、住所が記入された有効期限内のもの2点。ただし、コピーしたものは不可。

例：運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、旅券、健康保険証、年金手帳、年金証書等

（※2）代理人の本人確認ができる書類について

官公署の発行する写真付きで有効期限内のもの。ただし、コピーしたものは不可。

例：運転免許証、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード、旅券等

2. 提出していただいた書類等を確認し、登録申請者様あてに、市民課から「印鑑登録照会書」を郵送します。送付する照会書の下欄に「印鑑登録回答書」と「代理人選任届」の記入欄がありますので、下記により登録申請者本人が自署・押印します。

- 代理人が三回目に来庁される場合・・・「回答書」欄及び「代理人選任届」欄に登録申請者本人が記入をして登録申請印を押印してください。
- 登録申請者が三回目に来庁される場合・・・「回答書」欄に記入し、登録申請印を押印してください。

★三回目（回答書の提出と印鑑登録）

1. 代理人、または、登録申請者本人は、以下のものを持参してください。

代理人が来庁される場合	①「回答書」欄と「代理人選任届」欄に登録申請者本人が記入した「印鑑登録照会書」 ②登録する印鑑 ③登録申請者の本人確認書類（※1） ④代理人の本人確認書類（※2） ⑤代理人の認印
本人が来庁される場合	① 回答書（登録申請者本人が記入） ② 登録する印鑑 ③ 登録申請者の本人確認書類（※1）
（※1）登録申請者の本人確認ができる書類について 官公署の発行したもので、氏名、生年月日、住所が記入された有効期限内のもの。 申請時と同じ書類を持参してください。ただし、コピーしたものは不可。	

2. 提出していただいた書類等を審査し、印鑑登録をします。
3. **印鑑登録証**をお渡ししますので「印鑑登録証受領書」に記入していただきます。
印鑑登録手数料 1件300円
4. この日に「印鑑登録証明書」が発行できます。 証明書発行手数料 1通300円

◎印鑑登録は1人1個に限り登録できますが、以下の人は印鑑登録をすることができません。

- ・15歳未満の方
- ・瑞浪市に住民登録をしていない方
- ・成年被後見人